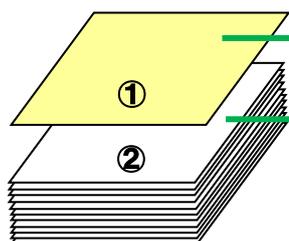


レセプト編綴方法 [医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション共通]

県外分

各都道府県後期高齢者



①後期高齢者医療診療報酬請求書

②後期高齢者医療レセプト

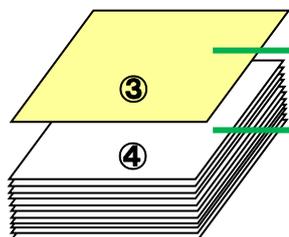
◆レセプトの並べ方は県内分と同じ

後期高齢者医療の請求に関する留意事項

○ 県外の被保険者で福岡県内の障害者医療の受給者証をお持ちの場合は、県内の被保険者と同様、公費負担医療の欄に負担者番号・受給者番号を記載し、公費併用レセプトとして請求してください。

○ 福岡県以外の各都道府県が独自で実施している障害者医療は、本県国保連合会の取扱い対象外となりますので、請求方法については、医療証を発行した市町村へお問い合わせください。

各市町村単位

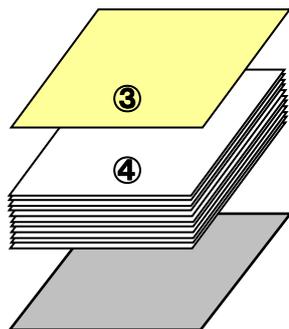


③診療報酬請求書(国保組合は国保組合用請求書)

④国保レセプト

◆レセプトの並べ方は県内分と同じ

各国保組合単位



台紙

国保の請求に関する留意事項

○ 県外国保の被保険者で、福岡県内の乳障親医療の受給者証をお持ちの場合は、県内国保の被保険者と同様、公費負担医療欄に負担者番号・受給者番号を記載し、公費併用レセプトとして請求してください。

○ 福岡県以外の各都道府県が独自で実施している乳幼児医療・障害者医療・ひとり親家庭等医療等医療・老人医療等の助成事業は、本県国保連合会の取扱い対象外となりますので、請求方法については、各医療証等を発行した市町村へお問い合わせください。

- 調剤については、県内分と県外分と併せて綴じていただいても構いません。
- 総括票については1枚の総括票に県内分及び県外分を記載し、県内分の上段に編綴してください。

全般的注意事項

- 県外分については、都道府県番号順（各後期高齢者医療広域連合、各市町村国保、国保組合順）に綴じてください。
- 続紙や症状詳記により1件のレセプトが複数枚となる場合でも、ホッチキス留めやのり付けはしないでください。
- 一番下に台紙をつけてください。
- 県内分と県外分は輪ゴム等でまとめて提出してください。